

# 18歳以上で初めて療育手帳を申請される方へ

秋田県子ども・女性・障害者相談センター  
知的障害福祉チーム

秋田県では、秋田県療育手帳制度実施要綱に基づき、知的障害のある方に療育手帳を交付しています。

知的障害とは、秋田県では「知的機能の障害がおおむね18歳までにあらわれ、日常生活に支障が生じているため、何らかの特別な援助を必要とする状態にあるもの」としています。知的な遅れのない発達障害や18歳以降の病気や事故による障害の方は対象となりません。

## 1. 客観的な資料の提出

18歳以上で初めて療育手帳の交付を申請される方については、18歳までに知的機能に障害があったことがわかる、客観的な資料の提出をお願いしています。

### <提出資料について>

下記のような資料を、療育手帳申請書とともにご提出ください。ただし、資料があっても、18歳までに知的障害があったことの証明にならない場合もあります。その場合はほかの資料の提出をお願いすることがあります。また、こちらから資料提供先に問い合わせる場合もあります。

資料が整わない場合は、療育手帳を交付できないこともありますのでご了承ください。なお、資料が整わない場合でも、申請することは可能です。その場合はこちらで調査を行いますので、ご協力くださるようお願いいたします。

家庭や学校での状態を示すもの

・母子手帳

・通知表、成績表、成績証明書

・卒業証明書、卒業アルバム（担任、所属学級がわかる箇所の写し）

・知的障害児を対象とした特別支援学校や特別支援学級（知的障害児クラス）に在席していたことがわかるもの

など

医療機関で作成された診断書や証明書

- 18歳未満で受けた医療機関の知能（発達）検査の結果
- 18歳未満に書かれた知的障害（精神遅滞）であるとわかる診断書  
など

公的機関が作成した記録

- 児童相談所、学校等で実施した18歳未満の知能（発達）検査の結果  
など

その他

- 18歳未満の様子を詳しくご存じの方による「証言」  
ご本人との関係と連絡先をお知らせください（様式は問いません）。不正防止  
の観点から、証言者は、在学時の学校関係者や信頼できる立場にある友人、知人  
が望ましいです。市町村または当所から聴取させていただきます。

2. 留意事項

療育手帳が知的障害のある方のための手帳であることを十分ご理解のう  
え、申請してください。基本的にはご本人も納得したうえでの申請をお願い  
します。

また、精神状態や体調のよくないときは、適切な判定が行えません。心身  
の状態が落ち着いてからの判定をお願いする場合があります。

当所で判定するときは、心理学的判定（知能検査等の実施）や社会調査面接、  
嘱託医による診察等を受けていただきます（2～3時間程度かかります）。  
出生時の状況や生育歴、現在の生活の様子などをおたずねしますので、答  
えられる方のご同伴をお願いします。